

令和3年度第2回さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年1月19日(水) 午前10時00分から午前10時45分まで
- 2 会 場 ときわ会館5階 小ホール
- 3 出席者 委員4名(町田誠(委員長職務代理)、関根ゆり、真々田和男、土屋愛自)
※敬称略/欠席者: 涌井雅之(委員長)
オブザーバー3名(黒田典子、篠崎靖夫、柳瀬純) ※敬称略
事務局(都市公園課)4名(課長、担当3名(うち1名司会))
(都市総務課)3名(課長、担当2名)
- 4 議 題 (仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について
- 5 公開等 非公開(さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例第7条の規定による)
- 6 傍聴者 ー
- 7 審議内容 (仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業公募設置等指針(案)等の確認
- 8 問合せ先 さいたま市都市局都市計画部都市公園課
TEL 048-829-1420
FAX 048-829-1979

9 議事要旨

●委員長の欠席への対応

本日欠席の涌井委員長に代わり、町田委員長職務代理が議事進行を担った。

●会議録へ署名する委員の指名

第2回の会議録の署名は、町田委員長職務代理が関根委員と真々田委員を指名した。

●議題 (仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針(案)等について

<説明>

事務局より、(仮称)埼玉県立総合教育センター跡地公園整備・運営管理事業公募設置等指針(案)の内容について説明。

<質疑等>

Q 公園は市民の関心が高い一方で、市の財政的にはその管理料をいかに抑えていくのかということも重要である。今回は Park-PFI を用いて公園を整備し、指定管理者制度による管理を実施していくということであるが、通常の指定管理と異なり、どの程度市の負担額が縮減されるのか、その見立てのようなものがあれば、教えていただきたい。

A 市の指定管理料の負担額がどの程度縮減可能かは、事業者の提案によるため、具体的な

数値は算定していないが、公募対象公園施設等の運営で得られる収益の一部を管理費に還元する提案等を求めている。

Q 指針に参考資料1として基本設計業務の際に作成した平面図を示しているが、事業者はどの程度この平面図に準拠した提案をすればよいのかがあまり明確になっていない。

A 本公募では特定公園施設にしても公募対象公園施設にしても公園の全エリアを対象として提案いただくこととしている。指針の中ではどこまで基本設計の案を踏襲すべきかまではお示ししていないが、今後開催する説明会の場で、説明したいと考えている。

Q 認定計画提出者が行うイベントにおいて、利益が上回った場合にその収益を還元いただく提案を求めているが、イベントで発生した収益に限定しているのか。

A イベントに限らず、計画以上の収益が発生した場合は還元いただくことを想定している。

Q 今後のスケジュールについて、応募者が多数発生した場合、プレゼンテーション対象者を数社に絞るとしているが、多数の場合でも、極力プレゼンテーションを踏まえて、時間をかけて吟味する余裕がほしいと思う。

A 応募多数の場合にどこまで絞るかは、応募者からの提案を吟味したうえで、委員と相談しながら決めたいと考えている。

Q 公募設置等計画の配点で配慮した点を確認したい。

A 公園内の各施設の整備計画について、その重要性から他の項目と比較して配点を多くした。

<結果>

本委員会における修正意見等はなく、委員会の答申としては、公募設置等指針等について、原案のとおり了承された。

以上